なお、これまで、採種園及び採穂園の大宗は都道府県が主体となって整備されてきたところであるが、今後、各地域において、民間の活力を積極的に活用することにより、民間による特定母樹の増殖の実施を促進することも重要である。このため、都道府県知事は、基本方針における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項において、都道府県が主体となって行う特定母樹の増殖の実施が民間による同様の取組の促進を妨げることのないよう、都道府県が整備する予定の採種園及び採穂園の規模、種穂の供給先等を明らかにするよう留意する必要がある。

第五　特定増殖事業の実施に関する基本的な事項

一　増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業（法第二条第三項に規定する特定増殖事業をいう。以下同じ。）において増殖する特定母樹は、増殖を行う地域の気候等に適した種類のものを選定するものとする。この際、採種園の整備を行う場合には、特定母樹間の近親交配による種子の能力の低下をできるだけ避けるとともに、異なる特定母樹間の交配による種子の遺伝的多様性を一定程度確保する必要があることから、樹種毎に原則として、九種類以上の特定母樹を選定するものとする。

二　特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、挿し木又は接ぎ木等の無性繁殖によるものとする。この際、特定母樹の種類が特定できるよう適正な管理のもとで繁殖を行う必要がある。

三　特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理

特定母樹を植栽する土地は、地形、周囲に生育する樹木の状況、林道等からの距離等の条件が、植栽する特定母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。特に、特定増殖事業において採種園の整備を行う場合には、特定母樹と交配を起こす可能性のある特定母樹以外の樹木から十分な距離を確保する等の措置を講ずる必要がある。

特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する特定母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から適正な植栽間隔を確保することができるものとする。

植栽する特定母樹の管理は、種穂を早期に採取することができるよう特定母樹を育成するとともに、種穂の採取が可能な時期に達した後は、毎年、安定した種穂の生産が図られるよう、下刈り、剪定、着花促進処理等を適切に実施するものとする。

四　特定母樹から採取する種穂の配布

特に優良な種苗が広く普及される必要があることから、特定母樹から採取する種穂の配布先については、地域の生産事業者が広く利用できるものとなるように努めるものとする。この際、林業種苗法第十八条第一項の規定に基づく生産事業者表示票の表示義務及び同法第二十四条第二項の規定に基づく種苗の配布区域の制限を遵守する必要がある。

五　特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の実施時期は、特定母樹の繁殖、特定母樹の植栽及び種穂の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

六　都道府県知事等による技術的な支援

都道府県知事は、認定特定増殖事業者が適切に事業を実施することができるよう、基本方針における特定増殖事業の実施方法に関する事項において、地域における特定増殖事業の実施方法等を具体的に示すものとする。この際、採種園の基本設計を示すとともに、採種園及び採穂園の整備及び管理に関する標準的な工程を示すことが望ましい。

また、独立行政法人森林総合研究所及び都道府県又は都道府県の林業試験研究機関（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）であって特定母樹を所有するものは、認定特定増殖事業者に対し、特定母樹を育成するための種穂の提供に努めるとともに、当該所有する特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うよう努めるものとする。

七　林業・木材産業改善資金その他資金の確保

都道府県知事は、認定特定増殖事業者に対し、法の趣旨に沿って林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金をいう。）の貸付けを行うものとする。

そのほか、国及び都道府県は、認定特定増殖事業者が当該特定増殖事業を実施するために必要となる資金の確保に努めるものとする。

第六　その他特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する重要事項

一　法に基づく取組以外の取組との効果的な連携

法に基づく取組は、これ以外の取組であって特定間伐等促進計画及び特定増殖事業計画（法第九条第一項に規定する特定増殖事業計画をいう。以下同じ。）に定められた目標の達成に寄与するものと適切かつ密接に連携することにより、相互に補完し、高い相乗効果を発揮することが期待されることから、特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に当たっては、以下に掲げる事項に配慮することが適当である。

(1)　特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

①　森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

②　施業の集約化等の取組の推進

林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

③　路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わされた路網の整備の推進に努めること。

④　間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤　間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥　人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成、当該林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

(2)　特定母樹の増殖の実施の促進に寄与する取組

①　特に優良な種苗の普及の推進

森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業事業体等に対し、特定母樹から採取する種穂により生産される種苗の普及に努めること。なお、国有林野事業及び水源林造成事業において造林を実施する際は、地域の実情等を勘案しつつ、特定母樹から採取する種穂により生産される種苗の植栽が適した場所については、これらの種苗を用いるよう努めること。

また、更なる優良種苗の確保に向けて、スギ及びヒノキ以外の樹種の第二世代精英樹の選抜並びにスギ及びヒノキの第二世代精英樹同士の人工交配により得られたものの中からの第三世代精英樹の選抜等の林木の育種の推進に努めること。

②　造林の低コスト化に向けた取組の推進

特定母樹が有する特に優れた成長に係る特性を活用し、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化、特定母樹から採取する種穂を用いたコンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化に向けた技術の確立及び普及の推進に努めること。

③　多様なニーズに応じた優良種苗等の確保の推進

地域の特性等に応じた多様な森林の整備を図るため、特定母樹の増殖の実施の促進と併せて、病虫害や気象害に抵抗性を有する種苗、優良な広葉樹等の地域のニーズに応じた優良種苗等の確保の推進に努めること。また、人工造林に当たっては、それらの優良種苗等の活用を含め、